

# タブレット端末購入規約

## 第1条 (規約の適用)

匠ワランティアンドプロテクション株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する「スマート経営サポート」または「かけつけ端末サポート」（以下「本サービス等」といいます。）を利用されるお客様が当社の指定するタブレット端末（以下「本端末」といいます。）を購入する場合に本規約が適用されます。

## 第2条 (売買契約の成立)

本端末の購入を希望するお客様は、本規約に同意の上、当社の定める方法により申込みを行うものとし、当社がこれに承諾した時点でお客様（以下「本購入者」といいます。）と当社の間で本端末の売買契約（以下「本契約」といいます。）が成立するものとします。なお、法人又は個人事業主以外の方は本購入者となることができません。

## 第3条 (本端末の引渡し及び検収)

1. 当社は、本端末を本購入者が指定する納品先住所に納入することにより、本購入者に引渡すものとします。
2. 本購入者は、当社が本端末を納品した日から5営業日以内（以下「検収期間」といいます。）に本端末を検収するものとし、問題がある場合は直ちに当社に通知するものとします。この場合、当社は本端末の状態に応じて端末の交換その他の対応を行うものとします。また、検収期間中に本購入者から当社に対して通知がない場合は、検収期間満了時に検収が完了したものとみなします。

## 第4条 (購入代金)

1. 本端末の購入代金（以下「本料金」といいます。）は、1台につき金28,800円（税抜）とします。
2. 本購入者は、本料金を24回に分割して本サービス等の利用料金と合算して当社に対して支払うものとします。但し、本購入者が当社に対して本料金を全額支払い終える前に、事由の如何を問わず本契約が終了した場合は、本購入者は本料金のうち未払いの残額を一括で直ちに当社に対して支払うものとします。

## 第5条 (遅延損害金)

当社は、本購入者が本契約に基づく債務の支払を遅延したときは、本購入者に対し支払期日の翌日から完済に至るまで、年率14.6%の割合による遅延損害金を請求することができるものとします。

## 第6条 (所有権の移転等)

1. 本端末の所有権は、第3条第1項の引渡しと同時に当社から本購入者へ移転します。
2. 本端末の所有権移転後において当社の責めに帰すべき事由によらず本端末が滅失又は毀損した場合であっても、本購入者の本料金支払い義務は存続し、かつ当社は何ら責任を負わないものとします。

## 第7条 (禁止事項)

本購入者は、以下の各号に定める行為を行ってはならないものとします。

- ① 第三者又は当社の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- ② 第三者又は当社の財産若しくはプライバシーを侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- ③ 第三者又は当社の名誉、信用を毀損し、又は誹謗中傷する行為
- ④ 第三者又は当社に不利益若しくは損害を与える行為、又はそのおそれのある行為
- ⑤ 法令若しくは公序良俗に反する行為若しくはそのおそれのある行為
- ⑥ 申込みに当たって虚偽の事項を記載・報告する行為
- ⑦ 他人になりすまして本端末の購入を申込み、利用する行為
- ⑧ 当社若しくは他社の設備の利用若しくは運営、又は他の契約者の利用に支障を与える行為又は与えるおそれがある行為
- ⑨ 前各号に該当するおそれがあると当社が判断する行為
- ⑩ その他、本規約の規定に違反すると当社が判断する行為及び当社が不適切と判断する行為

## 第8条 (権利譲渡の禁止)

本購入者は、当社の書面による事前の承諾なくして本購入者として有する権利及び義務の全部又は一部を第

三者に譲渡又は担保に供する等一切の処分をしてはならないものとします。

## 第9条 (損害賠償)

本購入者が本規約の各条項のいずれかに違反したことにより、当社又は第三者に損害を与えた場合には、当社又は第三者が被った損害(逸失利益、訴訟費用及び弁護士費用等を含むがこれに限定されないものとします。)等を全額賠償する責任を負うものとします。

## 第10条 (通知)

1. 当社から本購入者への通知は、書面の送付、電子メールの送信、ファックスの送信、当社のWebサイトへの掲載又はその他当社が適切と判断する方法により行うものとします。
2. 前項の通知が書面の送付による場合、当該書面が送付された日の翌々日(但し、その間に法定休日がある場合は法定休日を加算した日)に本購入者に到達したものとみなすものとし、電子メールの送信又はファックスの送信による場合は、当該電子メール又は当該ファックスが送信された時点で本購入者に到達したものとみなすものとします。また、前項の通知がWebサイトへの掲載による場合、Webサイトに掲載された時点で本購入者に到達したものとみなすものとします。
3. 本購入者が第1項の通知を確認しなかったことにより不利益を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとします。

## 第11条 (免責)

1. 当社は、内乱、火災、洪水、地震、その他の自然災害又は政府の規制等、当社の支配することのできない事由(以下「不可抗力」といいます。)により、本規約の履行の遅滞又は不履行が生じた場合であっても一切責任を負わないものとします。
2. 当社は第3条第1項の引渡し後は、本端末の瑕疵・不具合等について何ら責任を負わないものとします。
3. 当社は、本端末の正確性、有用性、完全性、その他本購入者等による本端末の利用について一切の保証を行わず、本端末の利用に基づき本購入者等が損害を被った場合でも、当該損害を賠償する責任を負わないものとします。
4. 本購入者が本規約等に違反したことによって生じた損害については、当社は一切責任を負いません。

## 第12条 (秘密保持)

本購入者は、本契約に関連して知り得た当社の業務上、技術上、販売上の秘密情報を第三者に一切開示、漏洩しないものとします。

## 第13条 (本契約の解除)

1. 当社は、本購入者が次の各号のいずれかに該当する場合には、何らの通知、催告を要せず直ちに、本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
  - ① 本購入者が、本料金の支払を怠ったとき
  - ② 本購入者が、第7条に定める行為を行ったとき
  - ③ 本購入者が仮差押、差押等の処分を受けたとき、もしくはそれらのおそれがあるとき
  - ④ 本購入者が、民事再生手続、破産、会社更生等の申立てを行い又は第三者により申立てられたとき、もしくはそれらのおそれがあるとき
  - ⑤ 解散決議をしたとき又は死亡したとき
  - ⑥ 支払停止、若しくは支払不能に陥ったとき、又は手形・小切手の不渡りにより金融機関から取引停止の処分を受けたとき
  - ⑦ 資産、信用、支払能力等に重大な変更を生じたとき当社が認めたとき
  - ⑧ 法人格、役員又は幹部社員が民事訴訟又は刑事訴訟の対象(捜査報道がされた場合を含む)となり、当社に不利益を与えたとき、又は、その恐れがあるとき
  - ⑨ 反社会的勢力の構成員もしくは関係者であることが判明したとき
  - ⑩ 当社から本購入者に対する連絡が不通となったとき
  - ⑪ 本購入者が申込にあたって虚偽の事項を記載したことが判明したとき、もしくはそのおそれがあるとき
  - ⑫ 前各号に掲げる事項の他、本購入者の責めに帰すべき事由により、当社の業務の遂行に支障をきたし、またはきたすおそれが生じたとき
  - ⑬ 本規約の規定に違反すると当社が判断したとき又はその他当社が本契約を継続することが不相当と当

社が判断したとき

2. 当社は、前項に基づき本契約を解除したことにより本購入者に損害が生じた場合でも一切責任を負わないものとします。
3. 本購入者が、第1項の各号のいずれかに該当した場合、期限の利益を喪失し、当社に対する債務を直ちに支払わなければならないものとします。

#### **第14条（債権の譲渡）**

当社は、本契約に基づき発生する料金の請求債権等（料金の支払請求権その他本契約に基づく一切の金銭債権をいいます。）を、当社が指定する第三者に対して譲渡できるものとし、本購入者は予めこれを承諾します。

#### **第15条（規約の変更）**

1. 当社は、本購入者の事前の承諾を得ることなく、本規約の内容を変更することができるものとします。
2. 当社は、本規約の内容を変更する場合、変更後の本規約の内容を本購入者に当社が指定する方法により通知するものとします。
3. 本規約の内容が変更された場合、変更後の本規約の内容が本購入者に適用されるものとします。

#### **第16条（合意管轄）**

本規約に関連して訴訟が生じた場合は、訴額に応じて、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### **第17条（信義誠実の原則）**

本規約に定めのない事項又は本規約の各条項の解釈に疑義が生じた場合は、本購入者と当社が誠意をもって協議し解決を図るものとします。

2021年6月1日 制定